

資料番号	3
------	---

令和3年11月12日
課名 地域政策局中山間地域振興課
担当者 課長 藤谷
内線 2631

過疎地域持続的発展方針及び県計画の策定について

1 要旨・目的

- 令和3年4月1日、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新法※」という。）」が施行され、同日付けで新法に基づく過疎地域（図1参照）が公示された。
※ 令和13年3月31日までの10年間の時限
- 新法に基づき、本年8月、本県過疎地域の持続的発展を図る対策の大綱として、過疎地域持続的発展方針（以下「発展方針」という。）を、国の同意を得て、別冊1のとおり策定した。（新法第7条）
- その後、発展方針に基づき、本年10月、県が市町に協力して講じようとする措置の計画として、過疎地域持続的発展県計画（以下「県計画」という。）を別冊2のとおり策定した。（新法第9条）
- 過疎市町等においては、順次、市町議会の議決を得ながら、発展方針に基づく市町計画の策定作業が進められている。（新法第8条）

2 現状・背景

- 昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されてきた。
- この間の対策により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたものの、人口減少や高齢化の加速等により、過疎地域は、依然として厳しい状況に直面している。

3 発展方針及び県計画の基本的な考え方（図2参照）

(1) 発展方針（令和3～7年度の5年間）

ア 新法において発展方針に定めることとされた事項は、本年1月に策定した「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」の施策の推進方向において整理していることから、当該計画を基本に、デジタル社会の到来やウィズ／アフターコロナ時代の新しい価値観といった新たな潮流を踏まえた認識などと合わせ記述

イ 過疎債の充当や国庫補助率のかさ上げなど、市町に対する国の財政上の特別措置を受けられることができるよう、市町が継続して、若しくは新たに取り組む施策について漏れなく記述

(2) 県計画（令和3～7年度の5年間）

発展方針に沿って本県が実施する具体的な事業と、過疎市町等に対する国及び県による財政上の支援措置について、所管部局別に記載

図1 新法による過疎地域公示区域

参 考

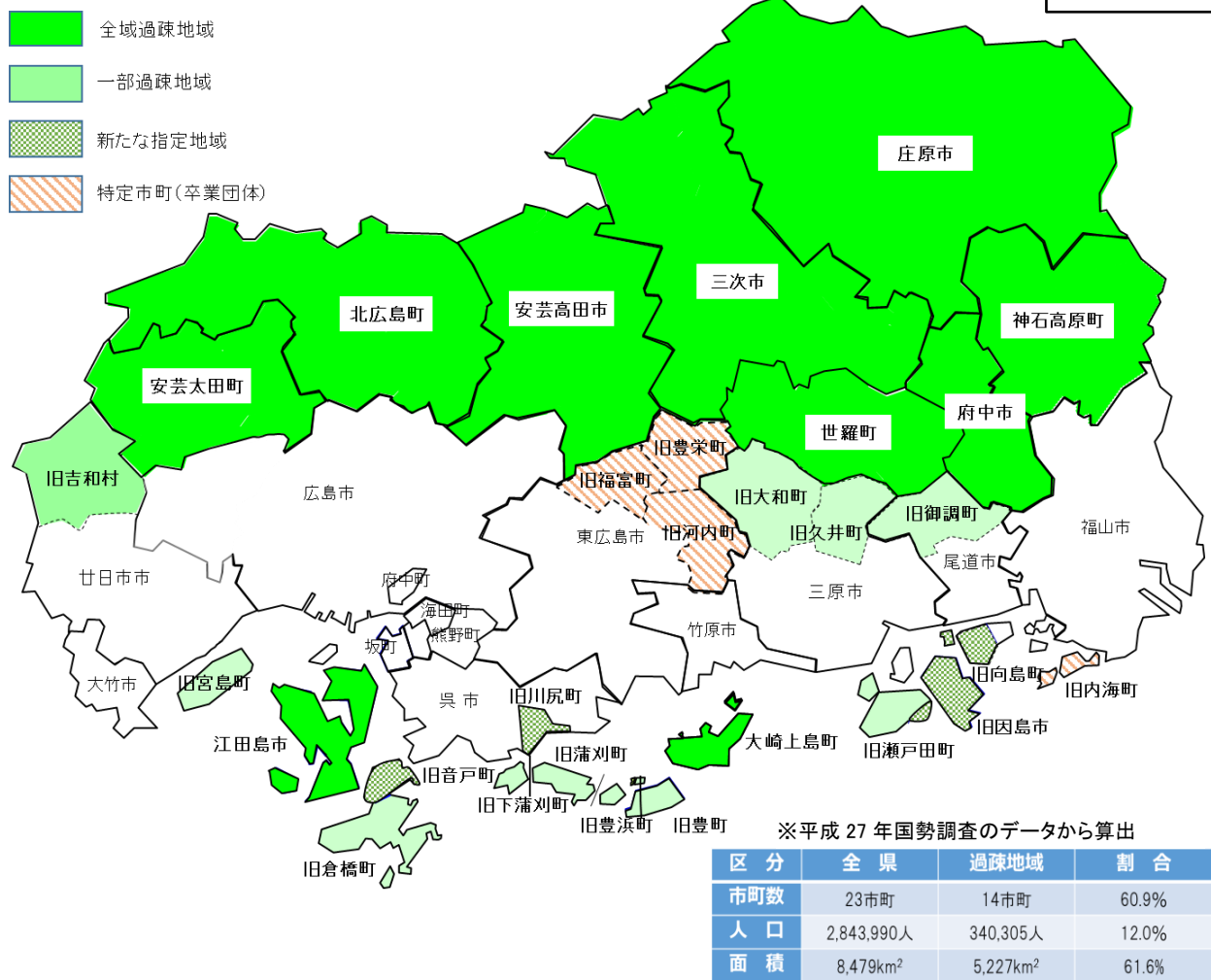


図2 発展方針及び県計画の位置付け

発展方針 … 新法に基づき、過疎地域の持続的発展を支援するための施策の大綱及び
 県・市町が過疎地域持続的発展計画を定める際の指針として策定

県計画 …… 発展方針に基づき、県が市町に協力して講じようとする措置の計画

